

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 7 年 9 月 2 日

横浜市契約事務受任者

横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
仏向小学校 プール桶内発錆部およびオーバーフロー腐食部他修繕
- 2 履行場所
横浜市保土ヶ谷区仏向町 845
横浜市立仏向小学校
- 3 契約日
令和 7 年 5 月 29 日
- 4 履行日又は履行期間
令和 7 年 6 月 2 日～令和 7 年 6 月 5 日
- 5 契約金額
271,700 円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市保土ヶ谷区今井町 159-201
株式会社千代田
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
プール桶内に複数の錆、プールオーバーフロー部に経年劣化による複数の腐食・亀裂・塗装剥がれを確認した。早急に対応しなければ、プールの授業において児童が怪我をする恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立仏向小学校